

石川県公報

令和2年9月11日

第13339号(金曜日)

毎週2回 火曜 金曜発行

目次

告 示		公 告	
○特定計量器の定期検査の実施の変更 (経営支援課)	1	○特定調達契約に係る入札公告 (管財課)	3
○介護保険法に基づく指定居宅サービス事業者の指定 (長寿社会課)	1	○大規模小売店舗の新設の届出の公告 (経営支援課)	4
○指定居宅サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	1	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	6
○指定介護予防サービス事業者の事業の廃止の届出 (同)	2	○大規模小売店舗の変更の届出の公告 (同)	9
○石川県薬物の濫用の防止に関する条例に基づく知事指定薬物の指定の失効 (薬事衛生課)	2	○肥料登録有効期間更新公告 (農業政策課)	10
○保安林の指定の解除 (森林管理課)	2	○道路の位置の指定公告 (建築住宅課)	10
		正 誤	
		○令和2.9.1第13336号中	10

告 示

石川県告示第313号

特定計量器(非自動はかり、分銅及びおもり)の定期検査の実施(令和2年石川県告示第276号)の一部を次のように変更する。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1の表穴水町全域の項を次のように改める。

穴水町全域	令和2年10月13日(火) (午前11時から正午まで及び午後1時から午後3時まで)	穴水町B&G海洋センター 武道館
-------	--	---------------------

石川県告示第314号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	指 定 年月日	サービ スの種 類
1772300495	医療法人社団 きだ整形外科クリニック	はあとん 能美市西二口町丙28番地	令和2年 9月1日	通所介護

石川県告示第315号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771500335	有限会社いっちょも	有限会社いっちょも 羽咋郡宝達志水町子浦タ50番地1	福祉用具貸与、特定福祉用具販売	令和2年 7月7日

石川県告示第316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から、次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

事業所番号	指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	廃止したサービスの種類	廃止の届出を受理した年月日
1771500335	有限会社いっちょも	有限会社いっちょも 羽咋郡宝達志水町子浦タ50番地1	介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売	令和2年 7月7日

石川県告示第317号

石川県薬物の濫用の防止に関する条例（平成26年石川県条例第38号。以下「条例」という。）第16条第1項の規定により、知事指定薬物の指定が次のとおり効力を失ったので告示する。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 失効した知事指定薬物の名称

- (1) 4-メチル-1-フェニル-2-（ピロリジン-1-イル）ペンタン-1-オン及びその塩類
- (2) N- { 1- [2-（フラン-2-イル）エチル] ピペリジン-4-イル } -N-フェニルプロパンアミド及びその塩類
- (3) 2-（2, 5-ジメトキシ-4-メチルフェニル）-2-メトキシエタンアミン及びその塩類
- (4) N-フェニル-N- [1-（2-フェニルエチル）ピペリジン-4-イル] -2-メチルプロパンアミド及びその塩類
- (5) [1-（シクロヘキシルメチル）-1H-インドール-3-イル]（4-メトキシナフタレン-1-イル）メタンオン及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第2条第1項第6号に掲げる薬物に該当すると認められるに至ったため

3 失効の日

令和2年9月5日

4 罰則の適用

条例第24条から第28条までの規定は、上記の知事指定薬物の指定がその効力を失う前にした当該知事指定薬物に係る行為についても、適用する。

石川県告示第318号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 解除に係る保安林の所在場所

珠洲市東山中町元蛸島村壱式部4の9、4の11

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

- 3 解除の理由
道路用地とするため

公 告

特定調達契約に係る入札公告

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)に規定する特定調達契約に係る一般競争入札を実施する。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 調達内容

- (1) 購入件名及び数量

パーソナルコンピュータ 12台

- (2) 調達件名の特質等

入札説明書による。

- (3) 納入期限

令和2年12月25日

- (4) 納入場所

別途指定する場所

- (5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加者資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

- (2) 令和2年度に石川県において締結が見込まれる物品等の特定調達契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格等(令和2年石川県告示第119号)に基づき、競争入札参加者資格を有すると認められた者であること。

なお、当該競争入札に参加する資格の審査については、4(1)に掲げる場所において随時申請を受け付けている。

- (3) 指名停止の措置を受けている者でないこと。

- (4) 次のアからオまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 役員等(個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)である者

イ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与している者

ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしている者

エ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

3 入札者に要求される義務

入札者は、当該調達物品を確実に納入できることを証明する書類を令和2年10月9日(金)までに4(1)の提出場所に提出しなければならない。なお、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

〒920-8580 金沢市鞍月1丁目1番地

石川県総務部管財課用度グループ 電話番号 076-225-1262

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の交付場所において交付

(3) 入札書の受領期限

令和2年10月23日(金) 午前11時(郵送の場合は、書留郵便とし、受領期限内必着とする。宛先は、(1)の提出場所とする。)

(4) 開札の日時及び場所

令和2年10月23日(金) 午後1時 石川県庁行政庁舎603会議室

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

この公告に示した競争入札参加者資格のない者の提出した入札書、入札者に要求される義務を履行しなかった者の提出した入札書その他入札説明書に示す無効の入札書に掲げる入札書は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

石川県財務規則(昭和38年石川県規則第67号)第119条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 手続における交渉の有無

無

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased

Personal Computer 12 Units

(2) Delivery date

By 25 December 2020

(3) Delivery place

To be specified later

(4) Time limit of tender

11:00 a.m. 23 October 2020

(5) Contact point for the notice

Property Custody Division Ishikawa Prefectural Government

1-1 Kuratsuki Kanazawa 920-8580 Japan TEL 076-225-1262

大規模小売店舗の新設の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を新設する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ蓮花寺店

野々市市西部中央土地区画整理事業第47街区1 外28筆

- 2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (1) 大規模小売店舗を設置する者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者
株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲
白山市松本町2512番地
- 3 大規模小売店舗の新設をする日
令和3年5月2日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,343平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 52台
 - (2) 駐輪場の位置及び収容台数
位置 縦覧による。
収容台数 22台
 - (3) 荷さばき施設の位置及び面積
位置 縦覧による。
面積 35平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
位置 縦覧による。
容量 15.6立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
午前9時から午後10時まで
 - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後10時30分まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
出入口の数 2箇所
位置 縦覧による。
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後9時まで
- 7 届出年月日
令和2年9月1日
- 8 届出等の縦覧場所
石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課
- 9 届出等の縦覧期間
令和2年9月11日から令和3年1月11日まで
- 10 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先
令和3年1月11日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べることができる。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

明文堂書店金沢県庁前本店
金沢市鞍月5丁目158 ほか13筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区神田三崎町三丁目3番23号

(変更後) 芙蓉総合リース株式会社
代表取締役 辻田 泰徳
東京都千代田区麹町五丁目1番地1

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社明文堂プランナー
代表取締役 清水 満
富山県下新川郡旭町沼保909番地の2

(変更後) 株式会社明文堂プランナー
代表取締役 清水 大志郎
富山県下新川郡朝日町沼保909番地の2

3 変更の年月日

(1) 令和2年6月1日

(2) 平成29年6月21日

4 変更する理由

- (1) 設置者の所在地に変更が生じたため
- (2) 小売業者の代表者の変更及び所在地錯誤のため

5 届出年月日

令和2年8月26日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月11日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端西複合施設
金沢市大河端西二丁目31 他16筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 金沢大河端複合施設

(変更後) 金沢大河端西複合施設

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) リコーリース株式会社

代表取締役 瀬川 大介

東京都江東区東雲一丁目7番12号

(変更後) リコーリース株式会社

代表取締役 中村 徳晴

東京都千代田区紀尾井町4番1号

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) アイ・ティー・エックス株式会社

代表取締役 野島 廣司

神奈川県横浜市みなとみらい2丁目3-3クイーンズタワーB26階

ほか4社

(変更後) アイ・ティー・エックス株式会社

代表取締役 野島 廣司

神奈川県横浜市西区南幸一丁目1番1号

ほか4社

3 変更の年月日

(1) 平成30年8月24日

(2) 代表者氏名 令和2年4月1日

所在地 令和2年6月24日

(3) 令和2年7月6日

4 変更する理由

(1) 店舗名称に変更が生じたため

(2) 設置者の代表者の氏名及び住所に変更が生じたため

(3) 小売業者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和2年8月26日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月11日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アルビス明倫通り店

野々市市堀内四丁目91番地 外54筆

2 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) リコーリース株式会社

代表取締役 瀬川 大介

東京都江東区東雲一丁目7番12号

(変更後) リコーリース株式会社

代表取締役 中村 徳晴

東京都千代田区紀尾井町4番1号

3 変更の年月日

設置者 令和2年4月1日

所在地 令和2年6月24日

4 変更する理由

設置者の代表者の氏名及び所在地に変更が生じたため

5 届出年月日

令和2年8月26日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び野々市市企画振興部産業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月11日

金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部経営支援課

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

金沢大河端複合店舗

金沢市副都心北部大河端土地区画整理事業施行地区内7街区

2 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) リコーリース株式会社

代表取締役 瀬川 大介

東京都江東区東雲一丁目7番12号

(変更後) リコーリース株式会社

代表取締役 中村 徳晴

東京都千代田区紀尾井町4番1号

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

ほか1社

(変更後) 株式会社クスリのアオキ

代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

ほか1社

3 変更の年月日

令和2年6月24日

4 変更する理由

- (1) 設置者の代表者の氏名、設置者の所在地に変更が生じたため

- (2) 小売業者に変更が生じたため

5 届出年月日

令和2年8月26日

6 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び金沢市経済局商工業振興課

7 届出等の縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

8 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月11日
金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号。以下「法」という。)附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗を変更する旨の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、県に対し、意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

サンパーク辰口
能美市辰口字辰口505番地

2 変更しようとする事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 株式会社三崎ストア 代表取締役 三崎 哲也

金沢市弥勒町口71番地

(変更後) 株式会社クスリのアオキ 代表取締役 青木 宏憲

白山市松本町2512番地

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 2,611平方メートル

(変更後) 2,287平方メートル

- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 位置 縦覧による。

容量 23.5立方メートル

(変更後) 位置 縦覧による。

容量 23.5立方メートル

- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前9時から午後9時まで

(変更後) 午前9時から午前0時まで

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前8時30分から午後9時30分まで

(変更後) 午前8時30分から午前0時30分まで(一部午前8時30分から午後10時まで)

3 変更年月日

令和3年1月1日

4 届出年月日

令和2年9月1日

5 届出等の縦覧場所

石川県商工労働部経営支援課、石川県行政情報サービスセンター及び能美市産業交流部商工課

6 届出等の縦覧期間

令和2年9月11日から令和3年1月11日まで

7 意見書の提出期限及び提出先並びに問合せ先

令和3年1月11日

金沢市鞍月1丁目1番地
石川県商工労働部経営支援課

肥料登録有効期間更新公告

肥料取締法(昭和25年法律第127号)第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。
令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量	その他の規格	生産業者の名称及び住所	登録の有効期限
石川県 第214号	肉骨粉	ミートボン ミール	窒素全量 8.0% リン酸全量 9.0%	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	天狗中田産業株式会社 金沢市西金沢3丁目 124番地	令和8年 9月10日

道路の位置の指定公告

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
令和2年9月11日

石川県知事 谷 本 正 憲

関係土地の地名及び地番	道路の幅員及び延長	位置指定申請者	指定年月日
かほく市遠塚口52番31	幅員 6.00m 延長 41.74m	羽咋郡志賀町高浜町ヤの141番地 有限会社大生地建	令和2年8月31日

正 誤

令和2年9月1日発行の石川県公報第13336号中、正誤次のとおり

ページ	件名	誤			正		
1	石川県告示 第295号	瀬戸医院	輪島市門前町館 二の12	令和2年 8月17日	瀬戸医院	輪島市門前町館 二の12	令和2年 8月17日
1	石川県告示 第296号	瀬戸医院	輪島市門前町館 二の12	令和2年 8月17日	瀬戸医院	輪島市門前町館 二の12	令和2年 8月17日